

# 告示

## 埼玉県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス吹上店

埼玉県鴻巣市南一丁目二千九十四番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 都市計画法に基づく開発許可申請の手続を行ってください。従前の事前協議が令和三年七月二十日で協議を完了していますが、協議完了から一年以上経過して開発許可申請がなされる場合は、再度、事前協議の手続を行ってください。開発許可申請の手続を行ってください。
- (2) 近隣小・中学校の児童生徒の通学路がありますので、店舗新設準備や新設後の関係車両の走行につきましては、児童生徒の登下校時や放課後の時間帯等に、安全に十分に配慮していただくようお願いいたします。

### 二 縦覧期間

令和四年六月七日から令和四年七月七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター